学習者用コンピュータ（Chromebook）69台（賃貸借）仕様書

1 物品等

（1）キーボードを含めた借り上げ機器（以下「端末」という。）の規格、品質、特質
「別紙１」のとおり。

（2）端末の数量
６９台

（3）納入・引き取り場所
徳島県立総合教育センター４階　教育ＤＸ推進課分室

2 納入期日
令和９年２月２６日まで

3 借入期間
令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで

4 借入条件
徳島県（以下「甲」という。）と契約者（賃貸者）（以下「乙」という。）は、以下の条件で賃貸借を行う。

（1）借入端末の引渡し費用及び借入期間満了又は契約解除による引取り費用については、乙の負担とする。

（2）賃貸借料は、令和９年３月１日から起算する。

（3）乙は、端末の賃貸借料について、毎月、前月分の端末の賃貸借料の支払いを甲に請求するものとする。

（4）端末の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。

5 保守要件
「別紙２」のとおり。

6 その他

（1）契約終了後は、乙の負担により端末内に保存されているデータをＮＳＡ推奨方式等により完全に消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

（2）甲は契約終了後にタブレットに設定しているＭＤＭの設定を削除し、タブレットはＭＤＭの管理対象外としてから返却する。

（3）端末が滅失した場合は、乙は次のことについて協議を行うこと。
・管理コンソール内での組織の構成・設定
・ゼロタッチ登録申請

（別紙１）タブレット端末 詳細仕様

次の仕様を満たすこと。

項 目	要 求 仕 様	備 考
ライセンス	Google GIGA ライセンス	
OS	Google Chrome OS	リース期間中、更新可能であること
CPU	Intel Celeron N4500 相当以上であること	※同等品可
メモリ	4GB以上	
無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax/（Wi-Fi6）相当以上に対応していること ※応札仕様書提出時までに使用可能な全ての周波数で日本国内電波法認可済みであること	
外部接続端子	① 本体側にUSB3.1 相当以上の type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること	
	②3.5mm ヘッドフォンジャック又はマイク入力／ヘッドホン端子 1 系統以上	
ストレージ容量	SSD 32GB相当以上（eMMC等のフラッシュメモリ可） ※契約終了後にデータ消去可能なもの	HDD及び外付不可
画面	10.1インチ以上13インチ未満かつカラータッチパネル又はタッチスクリーン対応	
内蔵オーディオ	マイク・スピーカ	外付け不可
キーボード	純正物理キーボードを有すること（Bluetooth 接続不可）	日本語キーボード
形態	デタッチャブル型又は360° 回転コンバーチブル型でタブレットとして使用可能であること	
内蔵カメラ機能	イン（フロント）カメラ・アウト（リア）カメラ	
質量	1.5kg 未満（バッテリー及びキーボードを含む）	
バッテリー	長時間（納入時最大10 時間以上）使用できるバッテリーを搭載していること	
附属品	①純正AC アダプター（電源コード含む）	
	②純正充電式タッチペン（本体に内蔵できる）	

堅牢性	第３者認証機関（MIL 規格又はテュフラインランドジャパン）により確認された厳格なテストをクリアした高い耐久性であること	
環境性能	グリーン購入法又は国際エネルギースタープログラムに適合していること	
その他	端末は機器を統一し、新規調達すること。（※中古品不可） ゼロタッチにより端末を納入時に甲が管理するテナントに登録すること。	

（別紙２）保守要件について

１　保証期間

賃貸借期間と同じ

２　保証対象となる事例

・自然故障

・落下や水濡れ（飲み物をこぼした場合を含む）による端末の破損及び損傷

※故意または重大な過失による場合は対象外とする。

・次に掲げる偶然な事故により、保証期間中に対象端末に生じた損害について、保証する。

・自然災害（洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・落雷・水災等）

※地震・津波・噴火に起因するものは除く。

・端末の破損及び損傷

３　保守方法

・無償で取引修理を行うか、又は正常に動作する端末との交換を行うこと。

・交換、修理に必要となるパーツや技術料等についても無償であることとする。

・国内にメーカー修理工場又は提携修理業者を有すること。

※故障内容を確認するメーカー規定の調査診断料も保証対象とすること。

４　その他

（１）バッテリー膨張による修理が必要な場合は、無償でバッテリー交換もしくは、端末本体を交換すること。

（２）設置後において、学習者が家庭学習を行うために学校の許可を得て、端末を持ち帰る際等にも保守要件は適用される。

（３）新価特約付き動産総合保険を付保すること。ただし、新価特約付き動産総合保険と同等の保証で、仕様の要件を満たせる内容であれば、必ずしも新価特約付き動産総合保険を付保する必要はない。